特　別　養　護　老　人　ホ　ー　ム
「与　那　原　日　の　出　園」

運　営　規　程

社会福祉法人　「南島会」

第１章 総　　則

（目的）
第　１条　この規程は社会福祉法人　「南島会」が設置経営する指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム「与那原日の出園」（以下「施設」という。）の運営及び利用者について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
（基本方針）
第　２条　施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
２　施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
３　施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
（入所定員）
第　３条　施設の入所定員は７０名とする。

第２章　職員及び職務分掌

（職員の区分及び定数）
第　４条　施設に職員を置く。

（１） 施設長	１名
（２） 医師（嘱託）	１名
（３） 生活相談員	１名以上
（４） 介護職員	２６名以上
（５） 看護職員	３名以上
（６） 機能訓練指導員	１名以上
（７） 介護支援専門員	１名以上
（８） 管理栄養士	１名以上
（９） 事務員	名（基準外）
（１０）調理員（業務委託）	名（基準外）

２　前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。
３　業務その他の都合により、兼任を命ずることができる。
（職務）
第　５条　職員の職務分掌は次のとおりとする。
（１）　施設長（管理者）
　職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行い、施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、事務長が施設長（管理者）の職務を代行する。
（２）　事務員
　施設の庶務及び会計事務に従事する。
（３）　生活相談員
　入所者の入退所、生活相談及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。
（４）　介護職員
　入所者の日常生活の介護及び援助業務に従事する。
（５）　看護職員
　医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
（６）　機能訓練指導員
　入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
（７）　介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう保険者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整に従事するとともに、入所者処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

（８）　医師

入所者の診断及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（９）栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

（事務分掌）

第　６条　職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

第３章　指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

（利用者料等の受領）

第　７条　施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。法定代受領サービスは、介護保険法に基づき１割、２割又は３割の額とし、市町村が発行する負担割合証を確認するものとする。

２　施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　施設は、前項２項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることがで-きる。

一　厚生大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

二　入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

三　理美容代。

四　その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

五　基本食事サービス費として１日 1,545 円（朝食 405 円　昼食 570 円　夕食 570 円）。

六　居住費として１日 915 円。

４　施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該施設サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第８条　施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

一　介護福祉施設サービス費（１日あたり）

1　要介護１　５，９９０円＋栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算１１０円＋夜勤職員配置加算１３０円＋個別機能訓練加算１２０円＋日常生活継続支援加算３６０円＋看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)１２０円＋療養食加算１８０円＋生産性向上推進体制加算（Ⅱ）100 円

2　要介護２　６，６９０円＋栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算１１０円＋夜勤職員配置加算１３０円＋個別機能訓練加算１２０円＋日常生活継続支援加算３６０円＋看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)１２０円＋療養食加算１８０円＋生産性向上推進体制加算（Ⅱ）100 円

3　要介護３　７，４２０円＋栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算１１０円＋夜勤職員配置加算１３０円＋個別機能訓練加算１２０円＋日常生活継続支援加算３６０円＋看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)１２０円＋療養食加算１８０円＋生産性向上推進体制加算（Ⅱ）100 円

4　要介護４　８，１２０円＋栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算１１０円＋夜勤職員配置加算１３０円＋個別機能訓練加算１２０円＋日常生活継続支援加算３６０円＋看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)１２０円＋療養食加算１８０円＋生産性向上推進体制加算（Ⅱ）100 円

5　要介護５　８，８１０円＋栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算１１０円＋夜勤職員配置加算１３０円＋個別機能訓練加算１２０円＋日常生活継続支援加算３６０円＋看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)１２０円＋療養食加算１８０円＋生産性向上推進体制加算（Ⅱ）100 円

・初期加算（３００円／月・自己負担３０円／月）※入所した日から起算して３０日以内の期間、又は

３０日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の１7.6%を加算
・外泊加算（２，４６０円/日）・科学的介護推進体制加算（５００円/月）・自立支援促進加算（３０００円/月）・ADL 維持等加算（３００円/月）

第４章　施設の利用に当たっての留意事項

（来園・面会）
第９条　来園・面会者については次の事項を厳守しなければならない。
（１）　来園者は、必ず面会簿に来園日時及び氏名を記入する。
（２）　伝染性疾患のまん延を防ぐために、熱、咳等の体調不良の方は面会を遠慮すること。
（３）　預り金品の貸し出し等については、管理上対応が出来ない場合があるため、必ず事前に連絡をすること。
（外出・外泊）
第１０条　外泊、外出の際には、必ず行先と帰宅時間を職員に知らせ、手続きをとること。
（居室・設備・器具の利用）
第１１条　施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償する場合がある。
（喫煙・飲酒）
第１２条　喫煙および飲酒は施設内で行わないこと。
（迷惑行為等）
第１３条　騒音等他の入所者の迷惑になる行為の禁止。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにすること。
（宗教活動・政治活動）
第１４条　施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動を行わないこと。
（動物の飼育）
第１５条　施設内でのペットの持ち込み及び飼育を行わないこと。

第５章　運営に関する事項

（内容及び手続きの説明並びに同意）
第１６条　施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。
（受給資格等の確認）
第１７条　施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
２　施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
（入退所）
第１８条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
２　施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
３　施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
４　施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
５　施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
６　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
７　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることと

なる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
８　施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
（要介護認定の申請に係る援助）
第１９条　施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
２　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の、満了日の
３０日前には行われるよう必要な援助を行う。
（入退所の記録の記載）
第２０条　施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
（保険給付の請求のための証明書の交付）
第２１条　施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受け
た場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載し
たサービス提供証明書を入所者に対し交付するものとする。
（施設サービス計画の作成）
第２２条　施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
３　計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
４　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。
５　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第２３条　施設は入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。
２　指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づいて行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
３　施設職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行うものとする。
４　施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
５　施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
（介護）
第２４条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
２　施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
３　施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

４　施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
５　施設は、入所者に対し、前各項に規程するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う
６　施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
７　施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。
（食事の提供）
第２５条　入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

食事時間は　　朝　食　　８時００分から
　　昼　食　　１２時００分から
　　夕　食　　１８時００分から

２　食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。
（相談・援助）
第２６条　施設は常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家
族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
（社会生活上の便宜の提供等）
第２７条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜に入所者のためのレクリエーション行事を行う。
２　施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
３　施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
（機能訓練）
第２８条　施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
（健康管理）
第２９条　施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。
２　施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。
（入所者の入院期間中の取扱い）
第３０条　施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるものとする。
（入所者に関する保険者への通知）
第３１条　施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知するものとする。
一　正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
二　偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
（勤務体制の確保等）
第３２条　施設は、入所者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。
２　施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
３　施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第６章　緊急時における対応方法

（緊急時の対応）
第３３条　施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関

への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
（事故発生時の対応）
第３４条　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
２　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）
第３５条　非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を最低年２回実施する。

（業務継続計画の策定等）
第３６条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以 下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるも のとする。
２　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的（年2 回以上）に実施するものとする。
３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

第８章　虐待の防止

（虐待の発生・再発の防止の措置）
第３７条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。（委員会についてはテレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）
（２）　虐待の防止のための指針を整備すること。
（３）　介護職及びその他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回以上）に実施すること。
（４）　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
２　施設は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに県、市町村に通報するものとする

第９章　施設サービスの取扱方針

（利用者の処遇等）
第３８条　施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
２　施設は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
３　施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨として、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
（身体拘束等）
第３９条　施設は、施設サービスの提供に当たっては、当施設入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
２　施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録しなければならない。
３　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。（委員会実施についてはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）

（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（３） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）実施すること。
（施設評価）
第４０条　施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第１０章　その他施設の運営に関する事項

（定員の遵守）
第４１条　施設は入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
（衛生管理等）
第４２条　施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生に必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
２　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。
（１） 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。（委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
（２） 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３） 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的（年２回以上）実施する。
（４） 前３項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順に沿った対応を行うこととする。
（協力病院等）
第４３条　施設は、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めるとともに、協力歯科医療機関の確保に努めるものとする。
（指示）
第４４条　施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。
（秘密保持等）
第４５条　施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密をもらしてはならない。
３　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。
（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第４６条　施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。
（苦情処理）
第４７条　施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
２　施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
３　施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域等との連携）
第４８条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第１１章　会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）
第４９条　施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。
（記録の整備）
第５０条　施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
２　施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

附則
この規程は平成１２年４月１日から施行する。
附則
この規程の改定は平成１４年１１月１日から施行する。
附則
この規程の改定は平成１５年２月１日から施行する。
附則
この規程の改定は平成１７年１０月１日から施行する。
附則
この規程の改定は平成２２年８月１日から施行する。
附則
この規程の改定は平成２５年９月１日から施行する。

附則
この規定の改正は平成２７年４月１日から施行する。
附則
この規定の改正は平成２７年８月１日から施行する。
附則
この規定の改正は平成３０年４月１日から施行する。
附則
この規定の改正は令和１年１０月１日から施行する。
附則
この規定の改正は令和３年４月１日から施行する。
附則
この規定の改正は令和４年５月１日から施行する。

附則
この規定の改正は令和４年 10 月１日から施行する。

附則
この規定の改正は令和８年１月 15 日から施行する。

附則
この規定の改正は令和８年６月 29 日から施行する。

別表（１）

（事務局長、施設長の決裁事項）

１．事務局長の先決事項。

（１）理事長より委任された事務事項全般。

（２）職員の職務分掌に関すること。

（３）職員の出張及びその復命の受理に関すること。

（４）施設長の出張及び復命の受理に関すること。

（５）経理規程に規定する契約担当者の行うべき事務のうち、１件１０万円未満の契約に係る もの。

（６）その他事務局の事務に関すること。

２．施設長の専決事項

（１）施設の管理運営に関する事項。

（２）施設に勤務する職員の職務分掌に関すること。

（３）施設に勤務する職員の指導管理及び業務配置に関すること。

（４）施設に勤務する職員の休暇、欠勤、その他服務事項に関すること。

（５）施設に勤務する職員の研修、出張に関すること。

但し、県外研修、出張については理事長決裁を得て決定し実施する。

（６）施設に勤務する職員の扶養手当及び通勤手当等、その他諸手当の認定に関すること。

（７）経理規程に規定する契約担当者の行うべき事務のうち、１件１００万円未満の契約に係るもの。

（８）その他施設長の事務に関すること。